

ほすずかめ



野辺の湯の花

公益社団法人 鈴鹿法人会 鈴鹿市飯野寺家町816 電話(059)383-7561

<http://suzuka-hojinkai.jp/>

Q 鈴鹿法人会 検索 

いちごプロジェクト



無理なく 節電

残り湯で
打ち水を
しよう

扇風機を
使おう

スイッチは
こまめに
切ろう

風鈴で
音も
涼しく

日差しには
緑の
カーテン

首や
脇の下を
冷やそう

法人会

目次

会長あいさつ	1	社会貢献活動	10
鈴鹿税務署・着任ごあいさつ	2	青年部会だより	11
第1回 定時総会	4	女性部会だより	12
平成24年度 表彰	5	各支部における神社・仏閣	14
平成24年度 正味財産増減計算書	6	三重県法人会連合会第1回通常総会	16
平成25年度 事業計画	7	平成26年度 税制改正要望事項	17
平成25年度 収支予算書	8	税務コーナー	32
役員名簿	9	法人会報「表紙」募集・事務局だより・編集後記	

表紙^{のんべ}…野辺の湯の花神事

神明社の秋祭りの中で挙行され、五穀豊穡に感謝し、無病息災を祈る伝統行事です。
町内から選ばれた白装束の神男が、煮えたぎる釜湯に竹笹を入れ、その竹笹を周りの人々に振りかざします。お湯のしずくがかかると無病息災で一年を過ごせるとのことです。神男が釜の前に戻りうずくまると、周りの青年たちがその神男の上に山なりに乗って押さえつける。そこを目がけて何倍もバケツで水を掛ける。その所作は見物人を楽しませ、祭りはクライマックスを迎える。

(撮影及び説明：坂尾富司)



会長あいさつ

公益社団法人 鈴鹿法人会 会長 岡田 信 春

記念すべき公益社団法人鈴鹿法人会広報「すずかめ」第一号発行にあたりご挨拶申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解と、ご協力を賜っております。この場をお借りいたしまして、心から厚くお礼申し上げます。

法人会の基本的指針は「法人会は、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」ことであります。

この指針を基に鈴鹿法人会では、かねてから公益法人化に向けて積極的に取り組んでまいりました。地球温暖化防止活動の啓発をはじめ小学生を対象とした親子バスツアー、ジュニアバレーボール大会、税に関する絵はがきコンクール、夏休み親子映画鑑賞会、税を考える週間行事の一環として開催している親子税金クイズと映画鑑賞会、また、女性部会では特別養護老人ホームへの寄せ植えと車椅子の贈呈など、これらは恒例行事となっております。青年部会におきましても特に租税教育活動に積極的に取り組んでいるところでございます。

さて、このたび会員の皆様のご協力をいただきました結果、社団法人鈴鹿法人会は県より認可をいただきまして、25年4月1日から公益社団法人となりました。また、去る、5月14日の第1回定時総会では提案しましたすべての議案が原案通り承認され無事終了いたしましたところでございます。

まさに鈴鹿法人会は、公益社団法人鈴鹿法人会として、新たなる第一歩を踏出しましたところでございます。今後は、より一層地域貢献事業に積極的に取り組んでいく所存ではございますが、このためには、会員の皆様はもとより、会員外の皆様のご参加、ご協力が必要不可欠でございます。

今後とも皆様方の積極的なご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝ならびに企業のご繁栄をお祈り申し上げ、私の挨拶といたします。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

役職名	氏名	法人名	役職名	氏名	法人名
会長	岡田 信春	三惠工業(株)	神戸支部長	田中 龍雄	(株) 幸 泉
副会長	中島 高	亀山瓦斯(有)	東部支部長	田中 久司	イケダアクト(株)
	杉野 文雄	杉野工業(株)	玉垣支部長	吉澤 茂	(株) ヨシザワ
	田中 彩子	(医) 誠仁会	白子支部長	浅尾 義光	トーヨーフェンス(株)
	近藤 博信	(有) 鈴鹿ポーター	平田支部長	下田 徳重	(株) フジコウ
	樋口 勝幸	(株) 葵	西部支部長	坂口 英夫	(株) 坂口商店
総務委員長	飯田 隆典	(株) 飯田鉄工	鈴峰支部長	浜本 隆弘	(有) 浜本鍍金工業所
組織委員長	葛西 徳昭	(有) 葛西商事	亀山支部長	田島 誠雄	田島シルク(株)
税制委員長	坂口 博文	鈴峰企業(株)	青年部会長	村上 道哉	三重工熱(株)
広報委員長	川喜田 彰	(株) 佛庄総本店	女性部会長	日置 尚代	(株) ヒオキ
研修委員長	森 通人	(有) マイドソフト	専務理事	西井 健	(公社) 鈴鹿法人会
厚生委員長	大見 武夫	(有) ベルテック	監事	北川 亨	(株) 安 全
				印田 毅	(株) い ん だ



着任ごあいさつ

鈴鹿税務署長 小池 泰通

公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、豊橋税務署筆頭副署長から鈴鹿税務署長を拝命いたしました小池泰通でございます。前任の中西署長同様よろしくお願い申し上げます。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、常に「良き経営者の団体」として、またこの地をリードする中心的な団体として、日ごろから法人会活動を通じまして、納税意識の高揚を図るための各種研修会の開催や、将来を担う子供達への租税教室への講師派遣など、数々の社会貢献活動を積極的に展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。

ところで、昨年の政権交代後、株価の高騰や円安により上昇機運が感じられる中、震災からの復興や原子力への不安など景気の先行きは依然不透明なものがあります。税務行政を取り巻く環境も、少子高齢化の進展や経済取引の複雑化・広域化・経済社会の国際化、高度情報化の急速な進展により大きく変化し、人や企業の活動は国境を越えた広がりを見せ、複雑かつ困難なものとなってきており、大変厳しい状況にあります。

また、国民の皆様の税に対する関心はますます高まってきている中、私達税務職員は限られた人的・物的資源を最大限に活用していくとともに、一般の納税者の方々には親切かつ丁寧な態度で接する一方、悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で望み、「適正・公平な課税及び徴収の実現」という任務を着実に果たすことにより、納税者の皆様への税務行政への理解と信頼を得ていく必要があると考えています。

このような中、私どもといたしましては、適正・公平な税務行政、円滑な税務行政を一層推進することを目的として、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及拡大を最重要課題の一つとして積極的に取り組んでまいりました。

e-Taxの普及は申告等手続きの利便性の向上といった個々の企業のメリットもさることながら、これを多くの方が利用することで、わが国全体の経済社会のIT化が一層加速されることにより、社会全体がより大きなメリットを享受することにつながるわけであります。

貴法人会におかれましては、e-Taxの普及・利用拡大の趣旨を良くご理解され、支部単位での積極的な普及活動の推進や会報誌での呼びかけなど大変意欲的に取り組んでいただいております。

e-Taxに加え、お勧めしたいのはダイレクト納付の利用でございます。ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して申告等を送信した後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により納付を完了することができます。即時若しくは納付日を指定して納付することも可能で、非常に便利な納付方法ですので積極的なご利用をお願いします。

終わりにになりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますの発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄をこころから祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。



着任ごあいさつ

鈴鹿税務署
法人課税第一部門 統括国税調査官
安藤 充

この度の人事異動により、名古屋北税務署から法人課税第一部門の統括国税調査官として勤務することとなりました安藤でございます。

当署勤務は初めてでございますが、一日も早く管内に精通し、法人会活動のお役に立てるよう精一杯努めてまいりたいと思っております。

不器用な性格で気が利かないため、皆様方に多々ご迷惑をお掛けすることと思っておりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

鈴鹿税務署定期人事異動

(平成25年7月10日付発令 法人関係職員分)

《転出の部》

氏名	旧職名		新職名		
中西 和明	署長		退官		
松本 慎次	法人課税第一部門	統括国税調査官	名古屋中村	法人課税第一部門	統括国税調査官
永井 孝明	法人課税第二部門	上席国税調査官	津	法人課税部門	上席国税調査官
坪内 恒平	法人課税第二部門	国税調査官	鈴鹿	総務課	総務係長

《転入の部》

氏名	新職名		旧職名		
小池 泰通	署長		豊橋	筆頭副署長	
安藤 充	法人課税第一部門	統括国税調査官	名古屋北	法人課税第二部門	統括国税調査官
須川 尚郎	法人課税第二部門	国税調査官	四日市	管理運営第三部門	統括国税調査官
岩村 洋平	法人課税第二部門	国税調査官	昭和	総務課	会計係主任

第1回 定時総会

平成25年5月14日(火) 於：ホテルグリーンパーク鈴鹿

25年4月1日に公益社団法人となりました鈴鹿法人会の第1回の定時総会が、5月14日、中西税務署長をはじめ多数の来賓方の臨席を賜り、開催されました。

総会には、会員90名が出席し、岡田会長が議長となり、服部総務副委員長の司会で議事が進められました。次の議案が提案され、いずれも原案通り可決されました。

第1号議案 平成24年度事業報告承認の件

第2号議案 平成24年度収支決算承認の件

第3号議案 任期満了に伴う役員改選(案)について

また、公益社団法人移行に伴い、報告事項となった「平成25年度事業計画書並びに収支予算書について」説明されました。

引き続き表彰式を執り行い、会員加入勧奨目標達成支部と会員企業の優良従業員の方に表彰状と記念品が贈呈されました。(受賞されました支部と優良従業員の方々は次頁に掲載のとおりです)

最後に、来賓を代表して中西鈴鹿税務署長に祝辞をいただきまして、総会を終了しました。総会後の懇親会は本会、青年部会、女性部会の合同で執り行い、大いに盛り上がりました。



末松市長



会長



乾杯



懇親会風景



信田専務お疲れさまでした。

平成24年度 表彰表

加入目標 達成支部 表彰表

神戸支部 … 獲得社数 (5社、100%)
 東部支部 … 獲得社数 (3社、150%)
 玉垣支部 … 獲得社数 (4社、100%)
 平田支部 … 獲得社数 (6社、120%)
 亀山支部 … 獲得社数 (5社、167%)



代表 田島亀山支部長

優良従業員表彰

(順不同・敬称略)

株式会社モリワキエンジニアリング	今田 益世	有限会社スーパー名門	永戸 敦也
堀田建設株式会社	林 陽次	有限会社スーパー名門	松田 奈々
堀田建設株式会社	川口 友崇	株式会社トピア	雲井 克己
魚長食品株式会社	伊藤くるみ	マルサ運送株式会社	佐藤 則昭
魚長食品株式会社	平石 博孝	株式会社ツーワン	道脇 雅子
魚長食品株式会社	濱口 かおり	有限会社河田不動産	内山 えりか
有限会社ミエテック	楠田 弘秋	医療法人誠仁会	伊藤 みゆき
鈴鹿インター株式会社	中村 準志	医療法人誠仁会	小林 倫子
鈴鹿インター株式会社	黒田 英嗣	株式会社ホンダ四輪販売三重北	福森 敏生
医療法人佐々木クリニック	岩田 清美	株式会社ホンダ四輪販売三重北	高木 邦茂
林建材株式会社	水谷 公仁	株式会社オートモール	杉中 亮太
三重コンドー株式会社	江崎 豊	株式会社オートモール	山本 健太
三重コンドー株式会社	清水 僚介	株式会社坂口商店	中村 満寿夫
有限会社スーパー名門	板倉 勇二		



優良従業員受彰のみなさん



謝辞 堀田建設(株)林陽次様

平成24年度 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部		広告宣伝費	21,000
1. 経常増減の部		リース料	0
(1) 経常収益		事務所管理費	0
基本財産運用益	1,253	支払手数料	142,755
基本財産受取利息	1,253	雑費	47,170
特定資産運用益	976	管理費	3,737,339
特定資産受取利息	976	役員報酬	246,000
受取入会金	0	給料手当	367,570
受取入会金	0	退職給付費用	24,829
受取会費	13,715,500	福利厚生費	53,142
正会員受取会費	13,715,500	会議費	1,654,019
特別会員受取会費	0	旅費交通費	55,774
賛助会員受取会費	0	通信運搬費	74,224
事業収益	2,459,452	減価償却費	16,683
研修事業収益	87,500	消耗什器備品費	6,367
広報事業収益	100,000	消耗品費	27,337
福利厚生事業収益	1,731,952	修繕費	2,529
会員親睦事業収益	540,000	印刷製本費	52,819
受取補助金等	6,759,900	燃料費	1,129
受取県連補助金	150,000	光熱水料費	0
受取全法連助成金振替額	6,609,900	賃借料	209,401
受取負担金	1,146,000	保険料	6,907
受取負担金	52,000	諸謝金	1,527
青年・女性部会受取負担金	1,094,000	租税公課	1,250
雑収益	359,467	諸会費	0
受取利息	417	支払負担金	413,975
雑収益	359,050	支払寄付金	0
経常収益計	24,442,548	支払利息	0
(2) 経常費用		委託費	28,311
事業費	20,651,318	会場費	0
役員報酬	2,754,000	渉外慶弔費	31,000
給料手当	4,115,000	表彰費	115,500
臨時雇賃金	0	リース料	0
退職給付費用	277,971	事務所管理費	0
福利厚生費	594,940	支払手数料	19,237
会議費	1,507,609	新聞図書費	5,500
旅費交通費	2,154,676	雑費	322,309
通信運搬費	1,030,806	経常費用計	24,388,657
減価償却費	186,780	評価損益等調整前当期経常増減額	53,891
消耗什器備品費	71,283	当期経常増減額	53,891
消耗品費	1,417,967	2. 経常外増減の部	
修繕費	28,320	(1) 経常外収益	0
印刷製本費	1,504,070	(2) 経常外費用	0
燃料費	12,642	税引前当期一般正味財産増減額	53,891
光熱水料費	0	法人税、住民税及び事業税	100,000
賃借料	2,354,775	当期一般正味財産増減額	-46,109
保険料	106,366	一般正味財産期首残高	12,711,772
諸謝金	336,831	一般正味財産期末残高	12,665,663
租税公課	14,000	II 指定正味財産増減の部	
支払負担金	608,090	受取補助金等	6,609,900
支払寄付金	10,840	一般正味財産への振替額	-6,609,900
支払助成金	0	一般正味財産への振替額	-6,609,900
委託費	1,195,982	III 正味財産期末残高	12,665,663
会場費	157,445		

昨年度までの「収支計算書総括表」が公益社団化に伴い「正味財産増減計算書」の名称に変わり各勘定科目も改めました。

平成25年度 事業計画

基本方針

鈴鹿法人会は、25年4月から新公益法人としてスタートすることになり、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら会員確保及び財政の健全化に力を入れるとともに、地域の活性化に配慮しつつ以下の事業に取り組む。

また、「電子申告」については税務当局とも連携しながら今後も普及推進に努める。

事業活動

1. 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実に努めるとともに有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズは当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵ハガキコンクール」を積極的に推進する。

(主な事業計画)

新設法人説明会、決算法人説明会、支部税務研修会、部会税務研修会、親子税金クイズと映画鑑賞会(平成25年11月4日)、小学生を対象にした学校での「租税教室」、夏休み親子映画会、税に関する「絵ハガキコンクール」の募集と表彰式の開催。全国大会(青森)、全国青年の集い(広島)、全国女性フォーラム(愛知)への参加。

2. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境(地球温暖化問題)の改善、活性化に資する事業の実施または支援を行う。電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」(家庭における使用電力の削減運動)の環境活動に取り組む。

(主な事業計画)

親子バスツアー(施設見学)、温暖化防止対策活動(鈴鹿市主催)の参加、鈴鹿ジュニアバレーボール大会(平成25年10月20日)の協賛、特別養護老人ホーム慰問と車椅子の贈呈、支部教養・健康セミナー、支部・部会の施設見学

3. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約しその意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

(主な事業計画)

地元国会議員・市長・市議会議員への要望活動

4. 法人会の充実発展に資する事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。

役員率の率優先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

広報活動は法人会の知名度向上、会員への会活動の周知、加入勧奨のための広報を充実させるとともに税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動の広報活動を積極的に行う。

ホームページ並びに広報誌による事業活動報告、事業計画等の発信。広報誌は本年も2回発行する。

5. 法人会員の福利厚生に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り財政基盤の安定化に努める。取り扱い3社との諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

がん保険制度創設30周年記念事業に協力する。

平成25年度 収支予算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部		管理費	3,490,010
1. 経常増減の部		役員報酬	279,620
(1) 経常収益		給料手当	369,410
基本財産運用益	2,000	退職給付費用	22,480
基本財産受取利息	2,000	福利厚生費	92,500
特定資産運用益	1,000	会議費	1,569,100
特定資産受取利息	1,000	旅費交通費	26,160
受取会費	13,800,000	通信運搬費	58,060
正会員受取会費	13,800,000	減価償却費	5,410
事業収益	1,840,000	消耗什器備品費	21,320
広報事業収益	100,000	消耗品費	11,070
福利厚生事業収益	1,090,000	修繕費	820
会員親睦事業収益	650,000	印刷製本費	19,640
受取補助金等	6,860,000	燃料費	1,230
受取県連補助金	150,000	賃借料	207,300
受取全法連助成金振替額	6,710,000	保険料	5,370
受取負担金	1,100,000	租税公課	590
青年・女性部会受取負担金	1,100,000	支払負担金	512,000
雑収益	250,000	渉外慶弔費	43,200
雑収益	250,000	会場費	0
経常収益計	23,853,000	表彰費	10,250
(2) 経常費用		支払手数料	7,070
事業費	20,239,130	雑費	227,410
役員報酬	3,130,380	経常費用計	23,729,140
給料手当	4,135,590	当期経常増減額	123,860
臨時雇賃金	0	2. 経常外増減の部	
退職給付費用	251,720	(1) 経常外収益	
福利厚生費	1,035,500	経常外収益計	0
会議費	1,540,900	(2) 経常外費用	
旅費交通費	1,908,140	経常外費用計	0
通信運搬費	971,140	当期経常外増減額	0
減価償却費	60,590	税引前当期一般正味財産増減額	123,860
消耗什器備品費	835,980	法人税、住民税及び事業税	70,000
事務用消耗品費	123,930	当期一般正味財産増減額	53,860
修繕費	9,180	一般正味財産期首残高	12,665,663
印刷製本費	1,492,360	一般正味財産期末残高	12,719,523
燃料費	13,770	II 指定正味財産増減の部	
賃借料	2,330,740	受取補助金等	
保険料	88,730	受取全法連助成金	6,710,000
租税公課	6,610	一般正味財産への振替額	-6,710,000
支払負担金	406,000	当期指定正味財産増減額	0
会場費	249,600	指定正味財産期首残高	0
表彰費	564,750	指定正味財産期末残高	0
支払委託費	842,000	III 正味財産期末残高	12,719,523
支払手数料	93,930		
調査研究費	0		
雑費	147,590		

役員名簿

〈理事名簿〉

氏名	法人名
川喜田 彰	(株) 佛庄 総本店
森 通人	(有) マイドソフト
木原 敏彦	(株) 飯田 建設
岡村 信之	(株) オカトモ
田中 龍雄	(株) 幸 泉
内藤 博之	(株) タスク
(新任)伊藤 義一	伊藤造園建設(株)
杉野 文雄	杉野工業(株)
田中 久司	イケダアクト(株)
井上 準二	峰徳運輸(株)
津坂 千賀夫	(株) 津坂
(新任)杉本 幸樹	(株)杉本 プラスター
吉澤 茂	(株) ヨシザワ
末松 章吾	末松工業(株)
山中 茂樹	(株)光電気工業所
西口 直人	西口建工(株)
森 洋一	(株) モリエー
樋口 勝幸	(株) 葵
浅尾 義光	トーヨーフェンス(株)
小島 隆雄	(有) 小島 商事
新美 平和	(株) 新美 工務店
東口 大介	ブラウン開発(株)
(新任)北村 拓	(株) モビリティランド
田中 隆一	(有) 田中ウエルテク
長谷川 照義	(株) 長谷川 建装
(新任)中島 治彦	(有)ライズコーポレーション
下田 徳重	(株) フジコウ
田中 彩子	(医) 誠 仁 会
飯田 隆典	(株) 飯田 鉄工
大見 武夫	(有) ベルテック
阪田 朋成	(株) サカタ
濱口 浩二	(株) みずほ
(新任)西村 善行	(株) 鈴鹿インター

氏名	法人名
安田 克志	安田建設(株)
(新任)向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
寺川 浩二	(株)スズカキャリーサービズ
(新任)宮崎 城治	(株) アポロ
岡田 信春	三惠工業(株)
近藤 博信	(有) 鈴鹿ポーターリー
加藤 保行	ジャスト物流(株)
(新任)永戸 秀樹	サンモーター(株)
(新任)坂口 英夫	(株) 坂口 商店
浜本 隆弘	(有) 浜本 鋳金工業所
坂口 博文	鈴峰企業(株)
北川 大海	(有) 北川 木材工業
永戸 俊也	(有) スーパー名門
沖 俊成	(株) 沖 植物園
中島 高	亀山瓦斯(有)
田島 誠雄	田島シルク(株)
葛西 徳昭	(有) 葛西 商事
(新任)堀田 誠	堀田建設(株)
小菅 洋幸	(株)亀山ショッピングセンター
神野 重樹	(株) 神野 工業
川森 浩司	(株) セキデン
佐熊 雄二	(有) さくま衣裳
服部 昌弘	(株) 服部 工務店
渡辺 孝明	(株) ナベカ
(新任)村上 道哉	三重工熱(株)
日置 尚代	(株) ヒオキ
(新任)西井 健	(公社) 鈴鹿法人会

〈監事名簿〉

氏名	法人名
北川 亨	(株) 安 全
(新任)印田 毅	(株) い ん だ

今後ともよろしくお願いします。

退任役員

理事 印田 毅 辻本 博一 棚橋 雄彦 安田 充
 金光 三郎 川北 一夫 今西 政和 信田 薫
 監事 儀賀 久明

永い間お疲れさまでした。 ありがとうございます。



社会貢献活動

「親子税金クイズ」今年も11月4日(月・祝)に開催!

「税を考える週間」の一環として開催され、毎年ご好評を頂いている「親子税金クイズ」今年も開催が決定いたしました。…今年も、内容も、さらにパワーアップして映画鑑賞会の他、イベント盛り沢山にてお迎えいたします。みんなが大好きなキャラクター達も大集合!…また、ロビーでは法人会会員企業によるPRコーナーも開設されます。

開催内容・募集要項など詳しくは、法人会ホームページ <http://http://suzuka-hojinkai.jp/>にてお知らせさせていただきます。



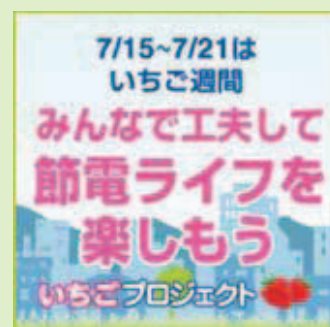
今年も「温暖化防止活動」に参加

今年も、研修委員会メンバーは、6月1日(環境月間)早朝から鈴鹿市主催の「温暖化防止対策活動」に参加し、市職員、県地球温暖化防止活動推進委員とともに鈴鹿ハンターにて温暖化防止の啓発ティッシュを来店者に配布しエコ活動へのPRを行いました。



節電啓発活動「いちごプロジェクト」を実施

昨年、資源エネルギー庁発表の節電目標である「企業、家庭とも一律15%の節電削減」に協賛し、親会又は女性部に「いちごプロジェクト」を設置し、会員に参加実施を呼びかけてまいりました。今年も全法連女性部連絡協議会では7月から9月を活動期間として取り組むこととなり、当法人会においては節電うちわを配布し家庭での節電を呼びかけていきます。



青年部会だより

部会長あいさつ



青年部会長 村上道哉

本年度より青年部会部会長を務めさせていただく村上でございます。当部会は本年皆様のお陰をもちまして創立30周年を迎えることとなりました。そこで本年は30周年を記念して事業を行わせて頂きます。また、本年より鈴鹿法人会も公益社団法人として新たなスタートになりましたので我々、青年部会もより一層団結し事業に取り組んで参りますので皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

5/14 第1回 法人会青年部会定時総会

平成25年5月14日(火)ホテルグリーンパーク鈴鹿にて公益社団法人格を取得し初めての青年部総会が開催されました。来賓には鈴鹿税務署法人課税第二部門統括国税調査官伊藤新一郎様をはじめ、本会副会長であります近藤博信様をお迎えし、平成24年度事業報告・収支決算並びに本年度の事業計画・予算案を原案通りにご承認をいただきました。そして安田克志直前部会長から村上道哉部会長へと部会長職を引き継がれ、役員改選も併せてご承認頂きました。旧役員の皆様、本当にお疲れ様でございました。最後になりますが公益社団法人格を有する団体となりましたが鈴鹿法人会の根幹は何も変わることなく活発に事業を展開してまいりますので、今後とも会員皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。(宇田真太郎)



租税教室

今年の1~2月にかけ、鈴鹿亀山市内の小学校4校を対象に、租税教室を行いました。これは、鈴鹿税務署が毎年行っている租税教室の一部について、鈴鹿法人会青年部が受け持ち、青年部メンバーが講師役にチャレンジするという試みです。小学生に対し、税金の必要性を、クイズやDVD映像を交えながら説き、少しでも税に対する理解を得るための事業です。

小学生の税知識啓発だけでなく、人にもものを教えるという青年部メンバーの人間としてのスキルアップも同時に叶える、非常に意義のある事業であると感じました。また、法人会の存在意義や知名度を認知してもらうのに格好の事業であるとも感じました。親子バスツアーに続き、青年部の恒例事業として、今後も継続できればと考えています。講師役を果たされた皆様、本当にお疲れ様でした。(宮崎城治)



3/31 家族ボーリング大会&事業報告会

前年度末となる3月に、青年部メンバーとその家族による家族ボーリング大会が開催されました。その後、パーティー会場に場所を移し、日頃の青年部メンバーの真面目な活動内容を、家族に報告しながら、美味しいお酒やお料理を頂戴しながら、盛り上がりました。最後には、ボーリング大会の表彰式もとり行われ、参加したお子様達は、賞品を手に大変、楽しまれていたのが印象的です。家族の方にも、少しは法人会活動の意味を理解いただけたのではないのでしょうか。家族の理解があってこそその法人会活動なので、親睦委員会の皆様、今年も楽しい企画を宜しく申し上げます。(宮崎城治)



女性部会だより



鈴鹿法人会
女性部会長
日置 尚代

部会長あいさつ

今期引き続き女性部会長を務めさせていただく事になりました。早いもので部会長に就いて5年目に入ります。これも偏に会員の皆様のご協力の賜物と深く感謝いたしております。

さて鈴鹿法人会は、4月1日公益社団法人として新たにスタート致しました。女性部会も本会に沿って運営されますが、まずは女性部会の皆様が親睦や研修あるいは社会貢献活動を通じ、生き生きと楽しく魅力ある会となることを一番に考えています。

またその上に、HPやブログ等を通じ広くアピールし一般の方々にも認知され活動に参加していただければと思っています。

どうぞまた1年よろしくお願ひ申し上げます。

5/14 公益社団法人鈴鹿法人会女性部会第1回定時総会

5月14日ホテルグリーンパーク鈴鹿に於きまして、公益社団法人鈴鹿法人会女性部会第1回定時総会が開催されました。24年度の事業報告・収支決算及び25年度の事業計画(案)・収支決算(案)が、承認、可決されました。また、任期満了による役員改選において日置尚代部会長が、再々選され新役員のもと4月1日より公益法人としてスタートを切りました。部会長より「いよいよ公益法人として始動をしたことに基づき、親会の方針に沿い事業を進め、それに合わせ研修・親睦の事業も第一に考え皆様との交流をはかっていきたい。そして福島の街道沿いに桜を植樹するプロジェクトに、法人会がオーナーとなり参加・植樹してきましたので数年後に、皆様と一緒に見に行きましょう。と挨拶がありました。その後、親会・青年部・女性部会合同の懇親会の前に、ティータイムが設けられ総会後の寛いだ雰囲気の中、ひと時を楽しみました。(倉田智子)



新総務委員会一同

役職名	氏名	法人名
部会長	日置 尚代	(株) ヒ オ キ
直前部会長	田中 彩子	(医) 誠 仁 会
顧問	村上 和子	三重工 熱 (株)
筆頭副部会長 (総務委員長)	吉澤 時子	(株) ヨ シ ザ ヲ
副部会長	石井 朋子	(有) プランタンさかきや
〃	芝 信子	(宗) 椿大神社椿会館
〃	小河 紀子	(有) 小河鉄工所
〃	向井 なよ子	(株) ホンダ四輪販売三重北
〃	桐生 秀子	(株) 桐 生
総務副委員長	竹口 正子	(有) 大徳屋長久
税制委員長	松葉 志津子	(有) マツバ電気
研修委員長	杉浦 京子	丸松 運 送 (有)
組織委員長	小菅 まみ	(有) 小菅金物
厚生委員長	阿部 美千	(株) 神戸ダイハツ
広報委員長	倉田 智子	(有) 洋久屋燃設

役職名	氏名	法人名
神戸支部長	山下 郁代	(株) ヤマシタオート
東部支部長	坂口 智子	(株) 坂口製作所
玉垣支部長	田中 マサ子	三田工業 (株)
白子支部長	宇田 豊子	(有) 宇田写楽館
平田支部長	倉田 澄子	クラタ自販 (株)
西部・鈴峰支部長	沖 澄子	(株) 沖 植 物 園
亀山支部長	森 尚子	(有) 大和不動産



4/11 女性フォーラム 愛知大会

雄大にそびえる名古屋城を望む、ウエスティンナゴヤキャッスルにおいて、全国女性フォーラム愛知大会が開催されました。全国の法人会女性部会に所属する1750名が集い、大村知事、河村市長、愛知県女性部会長、来賓の方々も交えた歓迎の挨拶が続いた後、マナースクールを運営されている平林都さんが〈笑顔の接遇で人生が変わる〉と題して講演されました。

お話中は、皆さんがなるほどと納得したり、思わず笑ってしまうような内容で、デジタル化の時代において、遠回りをしたり、時間をかけたり思いやりを込めた言葉を選んだりする手間のかかる、しぐさや行動といったアナログ的な感情こそ、人が人を動かすのに必要なのだと教えていただきました。

愛知の名産品を紹介する、物産展も開催され、名古屋おもてなし武将隊のいさましい演武や、華麗なフラダンスの披露。交流・研修を通じて女性部の資質の向上、税知識の普及活動などを今まで以上に実践することを、日本の中心、名古屋にて一同が誓い合い、全国各地の帰路へと向かう為、夕闇のフォーラム会場を後にしました。(小河紀子)



2/26 企業見学会

伊勢市二見町にある真珠漬本舗へ見学に伺いました。

初めは、振り向きもされなかった貝柱が特産として愛されるようになり、会社の大きな宝となっていたお話には、時代の大きな流れをしっかりと見据えて歩いてみえた丸田社長の凄さを感じました。工場の充実した設備やそれぞれの商品に対する工夫には驚かされました。沢山のお土産をいただき、バスに乗り、振りかえるとずっと遠くになってもいつまでも手を振って見送って見える社長や社員さんを見てさらに頭が下がる思いでした。

その後、焼きかきの昼食を煙にむせながらいただきました。そして石神神社へ有意義な一日でした。(服部千賀子)



7/4 研修旅行

女性部会恒例の研修親睦旅行として7月4日(木)名古屋税関と国税局、劇団四季のミュージカル「サウンド・オブ・ミュージック」観劇に参加させて頂きました。

総勢48名の多数の参加者にて、鈴鹿市文化会館前を午前8時に出発。行きの車中では、「税金クイズ」身近に聞く言葉の問題もあるのですが、いつも難しく勉強になります。

名古屋税関に到着後、ビデオを見せて頂き名古屋税関の今までの歴史や税関の役割、社会秩序を守る為、港・空港において常に監視、密輸の取締りを行っているとの事と、それに基き事例を上げられ説明して頂いた事が面白く興味深かったです。

お昼は、ヒルトン名古屋の日本料理「源氏」にて会席を頂き、その後楽しみにしていた「サウンド・オブ・ミュージック」の観劇、修道院にて修業するマリア、音楽を愛し心閉ざす7人の子供たちに歌を通して心を開き始める家族の愛、絆の大切さ、やさしさを思い出させてくれる舞台です。劇団四季の曲の美しさやマリアの歌声、子供たちの愛らしさに感動しました。

帰途、バスの中では、ピンゴゲームで盛り上がりました。賞品をたくさん提供いただいた皆様ありがとうございました。(広森文子)



予告 夏休み親子映画会

●とき 平成25年8月24日(土)
●ところ 亀山市文化会館
1部/マダカスカル3 2部/税金クイズとおたのみ抽選会

第7回 税に関する絵はがきコンクール 大募集!

応募締切り/平成25年9月12日(木)

ホームページもリニューアル

Q 鈴鹿法人会 検索



ブログ・フェイスブックも見て下さい。
公益社団法人 鈴鹿法人会 女性部会

第1回

“各支部における神社・仏閣”



紫つつじ

境内は一名つつじ山ともよばれ、全山数千本のむらさきつつじ(和名・コバノミツバツツジ)が群生している。つつじの高さは三メートル余にも及ぶものが無数にあり、四月上旬から中旬にかけての開花期には紫雲がたなびくような美観を呈する。

白子支部

い な ふ じん じゃ 伊奈富神社

鈴鹿市稲生西二丁目24番18号

七島池 県指定名勝

参道南側に七つの島を浮べた全長七二メートルの細長い神池がある。社伝によると弘法大師が一夜にして掘られ、大八州をあらわしたものとされる。九州・宇佐神宮の神池と類似した直線多島式の古代庭園。

御由緒

当神社は社伝によれば、神代、東ヶ岡(鈴鹿サーキット地内)に御神霊が出現せられ、霊夢の神告により崇神天皇五年勅使参向のもと、「占木」の地にて社殿造営の地を占われ、神路ヶ岡に大宮・西宮・三大神を鎮祭されました。その後仲哀天皇の御子品屋別命の子孫(磯部氏)が代々当社の神主として仕え、雄略天皇五年には数種の幣物が奉納され、主祭神保食神には「那江大国道命」の御神号を賜りました。降って奈良時代天平年間、行基上人が別当寺の神宮寺を建立し、更に平安時代天長年間には弘法大師が参籠の折、菩薩堂を建立して三社の本地仏を祀り、七島池を一夜にして造られたと伝えられています。貞観七(八六五)年四月、正五位上より従四位下に進階し(三代実録)、延喜式内社に列してあります。当

時の神領は東は白子、西は国府、南は秋永、北は野町に及ぶ広大な面積でありました。鎌倉時代中頃には正一位に進階し、文永十一(一二七四)年三社に勅額を賜りました。以後「正一位稲生大明神」として武門武将の尊信厚く、ことに鎌倉將軍惟康親王は神田二百二十町歩、北畠国司は社領千石御供田十二段を寄進せられ、また江戸時代元文年間には、紀伊徳川家より造営料銀二十二貫を賜り、三社の大造営をなしております。明治六年郷社、同三十七年県社に列せられ、戦後この制度は廃止され現在に至っております。



鈴鹿サーキット内に鎮座する東岡神社(手前左の木森)

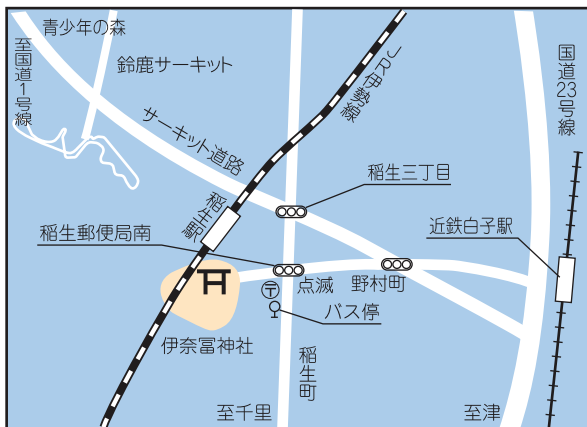
恒例祭典

歳旦祭	一月
御鋤祭	一月中旬
厄除祈願祭	一月～二月
世例祭	二月十四日
祈年祭	二月十八日
つつじまつり	四月上旬～中旬
例祭	四月十六日
大祓式	六月三十日
天王祭	七月十四日
東岡祭	八月八日
観月会	十月
豊御崎神社例祭	十月十六日
七五三祭	十一月
新嘗祭	十一月二十四日
天長祭	十二月二十三日
大祓式	十二月三十一日
月次祭	毎月一日・十五日



御祭神

主祭神	保食神	大国道命	(大宮)
相殿	豊宇賀能賣命	能賣命	(西宮)
	稚産霊神	産霊神	(西宮)
	鳴雷光神	雷光神	(三大神)
	大山祇命	山祇命	(三大神)



頭頂部胎内に弘安三(一二八〇)年銘のある県下最古の獅子頭。行道(お練り)面として用いられたと考えられる。



獅子頭

獅子舞

当社の獅子舞の歴史は、およそ千二百年前、壬申の乱後天武天皇が戦勝報賽に獣神を埋納されたのに始まり、平安時代天長年間弘法大師が参籠の折、獅子頭を奉製、また承安四(一一七四)年には四頭が奉納されています。現在県下最古の獅子頭(弘安三(一二八〇)年銘)も保存されて、その伝統の古さを物語っています。

獅子舞は三年に一度、即ち丑辰未戌の年の二月初めより四月十六日まで稲生町内各地区を歴舞します。かつては各家庭の厄除、家内安全の御祈祷(門舞)をして回っていました。

この北勢・中部地区には、同系統の獅子舞が多く、特に鈴鹿地区には、二～三頭で舞うものが三十ヶ所認められます。中でも当社の獅子神楽は全国的にも珍しく、四頭で舞い、その演目が伊勢大神楽の原型をなすものとも言われています。

文化財

神像

高さ五三センチの崇神天皇像は平安時代後期の作。冠を被り、袍を着け、笏を持っていたらしく両手を胸前で組んだ座像で眉目をつりあげた容貌は神威を表現している。肉身を淡朱、衣を朱、冠を黒の色彩がほどこされた楠の一本造である。他の十五軀は三社の随神像と狛犬である。



扁額

当社が正一位に進階した際賜った木造の額で、三面とも「正一位稲生大明神」と大書されている。また夫々書体が異なり、大宮は楷書、西宮は行書、三大神は草書で書かれており、文永十一(一二七四)年世尊寺流第九代の藤原頼朝の作である。



一般社団法人 三重県法人会連合会

第1回 通常総会

平成25年6月13日(木) 於：津都ホテル

総会において感謝状・表彰状の授賞式があり、鈴鹿法人会からは、法人会活動に対し、6名が表彰されました。



竹林県連会長



名古屋国税局野々村課税第二部長

受賞者の方々

公益財団法人 全国法人会総連合 会長表彰

単位会功労者



広報委員長
川喜田 彰 殿

単位会功労者



東部支部長
田中久司 殿

一般社団法人 三重県法人会連合会 会長表彰

役員功労者



税制委員長
坂口博文 殿

役員功労者



鈴峰支部長
濱本隆弘 殿

役員功労者



理事
北川大海 殿

役員功労者



理事(評議員)
今西政和 殿

県下8法人会から提案された税制改正要望事項は、去る6月5日開催された三重県法人会連合会の税制委員会できりまとめ全国法人会総連合に要望いたしました。皆様からの要望をお待ちしております。

平成26年度 税制改正要望事項

一般社団法人 三重県法人会連合会

総 論

我が国の経済は長引く不況により、雇用環境の悪化、円高やデフレにより企業努力を超えた厳しい経営状況が未だ継続している。

新政権に移行後、円安、株価上昇等により輸出関連企業を取り巻く環境は好転しているが、原材料を海外からの輸入に頼っている企業にとっては、製造原価の上昇により従来以上の厳しい状況にあり、未だ景気が好転したと感じられない企業が多く存在している。

新年度予算についても赤字国債が歳出の50%を占めるなど、累積債務額は年々増加の一途をたどり、さらに、少子・高齢化が急速に進んでいる現状においては年金を支える現役世代よりはるかに上回る負担が予想されるなど、将来世代への負担の先送りという世代間格差の問題がより一層深刻化しており、財政の健全化が急務となっている。

このような時こそ、国会議員及び地方議員定数、公務員定数及び給与、特別会計の見直し等徹底した国及び地方の歳出削減を図り、納税者たる国民の立場に立って、「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努力を重ねなければならない。

特に国税の用途について厳選すべきであり、使用目的また使用報告をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

現在、交付税の趣旨・目的を拡大解釈し安易な交付税の利用が取り沙汰されていることから、本来の交付税の趣旨・目的を正確に捉え使用していける行政となるよう国及び地方共に意識改革が求められる。

また、税制においては、「公平・中立・簡素」という基本原則に従い、所得・資産・消費税のバランスの取れた時代に即した税体系を確立すべきであり、経済社会の構造変化に応じて税制が適切に対応していかなければ、新たな不公平を生じることとなる。

税制改正にあたっては、常に国民の視点に立ち、負担の公平は勿論、分かりやすく簡単な仕組み、経済活動における選択を歪めないための中立性も必要とされる。

日本の税制度は外国に比べきわめて複雑である。「シンプル イズ ベスト」にもあるように、税法は単純・明解なものにすべきであり、措置法はできる限り廃止又は縮小すべきである。

さらに、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まってくることから、地方行政の財源確保のため、税収拡大は重要な課題ではあるが、安易な目的税の創設ではなく地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率30%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

企業の国際競争力確保のため、実効税率を30%程度に引き下げられたい。

2. 中小法人に対する特例

中小企業は、大企業に比べて雇用や金融などの面で競争上不安定な立場に置かれることが多く経営基盤も弱い。

よって、軽減税率の適用所得限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率が22%から15%に引き下げられたが、11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

平成19年度改正で特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となったが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

また、取得時期により区分されている現行の新旧併用計算方式を新しいものに統一されたい。

(2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3) 建物の減価償却方法について

平成10年4月以降の新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

(4) 少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

また、取得価額30万円未満の少額資産は全額損金算入できるよう改められたい。

5. 研究開発費税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%（現行30%）に引き上げられたい。

6. 交際費課税

交際費の取扱いは、平成25年度の税制改正において中小企業について600万円から800万円まで引上げられ、全額損金算入となった。

制度の定着化を図られたい。

7. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を米国並みに15年間（現行9年間）に延長されたい。

8. 退職給与引当金繰入額の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

9. 利益連動給与について

平成18年度の税制改正により、役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、利益連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、事前の税務署長の承認を排除し、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

10. 配当金について

支払法人側で既に課税済みの配当金等について受取人側でも課税することは二重課税であり、益金不算入割合を100%にすべきである。

11. 確定申告書の提出期限

商法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内（現行2ヶ月以内）とされたい。

12. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を講じられたい。

13. 雑損控除について

現行の雑損控除は災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合、①損失金額－保険金補填額－総所得金額等の合計額×10%、②災害関連支出の金額－5万円のいずれか低い金額を雑損控除とすることができる。

しかし、災害に伴う原状回復費に液状化現象や津波による被害のあった土地の原状回復費を含

めて、雑損控除対象や必要経費に算入すべきである。

14. 社会保険診療報酬について

社会保険診療報酬の所得計算上、収入金額が7,000万円を超える者について一定割合を必要経費とみなす特例を適用しないと改正されたが、更なる金額の引下げ又は廃止すべきである。

Ⅱ 所得税関係

1. 譲渡所得

(1) 景気浮揚策として、住宅建設に対しての融資や税の軽減措置はされているが、その対策が進められるうえに大切な土地税制の緩和がなされていない。

土地の流動化促進のために、譲渡課税率（長期）を国税7%（現行10%）、地方税3%（現行5%）の合計10%に軽減されたい。（但し復興特別所得税は含まれず）

なお、短期譲渡の税率については、土地取引がスムーズに行われるように長期譲渡と同様に扱われたい。

(2) 土地等を譲渡所得について、土地の流動化促進のためにも長期譲渡の特別控除(100万円)を復活されたい。

2. 事業用資産の買換えについて

事業用資産の買換えについては、譲渡価額又は買換資産のいずれか低い金額の80%を限度としているが、事業継続に必要な事業用資産の買換えについては、100%とすべきである。

3. 損益通算

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間の延長

損益通算してもなお、控除しきれない損失の金額については、9年間（現行3年間）に延長されたい。

(2) 土地建物等の譲渡による所得が赤字となった場合の損益通算制度を復活されたい。

4. 所得控除等

(1) 現行の各種所得控除の簡素化を図られたい。

(2) 医療費控除の最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げられたい。

なお、疫病予防を積極的に推進している現在の国策に則り、疫病予防を促進する予防的な医療費を控除対象とすべきであり、尚かつ、少子化対策を意識して医療費控除の適用範囲を拡大されたい。

(3) 平成24年度から介護医療保険控除が創設されたが、最高限度額を10万円（現行4万円）に引き上げられたい。

(4) 生命保険料、個人年金保険料にかかる生命保険料控除の最高限度額を、それぞれ10万円（現

行（平成23年12月31日以前に締結した契約5万円・平成24年1月1日以降に締結した契約4万円）に引き上げ、併せて地震保険料控除を10万円（現行最高5万円）に引き上げられたい。

- (5) 控除対象配偶者の収入基準額を130万円（現行103万円）に引き上げ、併せて社会保険庁との整合性を考慮し、配偶者特別控除額も引き上げられたい。
- (6) 扶養控除を復活されたい。
- (7) 寡夫控除と寡婦控除の適用要件を一本化されたい。
- (8) 個人においても連帯保証債務の履行による求償権が行使不能となった場合の損失を雑損控除の対象とされたい。
- (9) 老年者控除の廃止に伴い、高齢者の税負担は増している。
特に低所得者の負担に配慮し、老年者控除を復活されたい。
- (10) 公的年金等控除額120万円（現行65歳以上 年金等収入金額330万円以下）を140万円に引き上げられたい。

5. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日（現行翌月10日）とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満（現行10名未満）に拡大されたい。

6. 財産債務明細書の提出制度の廃止

財産債務明細書の提出制度はすでに形骸化しており、実質的な意味も失っている。

早急に廃止すべきである。

また、法定資料や各種資料の提出要請が頻繁に行われており、その作成等に関し相当の負担を強いていることや、その資料に個人情報も多く含まれていることから、速やかに廃止すべきである。

Ⅲ 相続税関係

1. 相続税

(1) 事業承継

平成25年度税制改正では、大幅な改正が行われたが、もっと使い易い制度に見直されたい。

- ① 中小企業の多くは、オーナー経営者の高齢化により事業承継の時期が到来している。

平成25年度の税制改正において、非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の見直しがあり、80%の雇用要件が5年平均に改正された。

しかし、雇用要件を維持するために、経営の維持が困難となる場合も想定されることから80%の雇用要件をさらに引下げるべきである。

- ② 「非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予の特例」に関して、利用する上で障害となる要件のハードルが高い。

この制度を改善する一方で「取引相場のない株式」の評価の中で「原則的評価方式」の中の「類似業種比準価額方式」にする1株当たりの類似業種比準価額の求め方がここ10年間改善されておらず、多くの中小企業は「非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予の特例」を利用できない。

「類似業種比準方式」の改善をされたい。

③ 営業権を財産評価から除外すること。

営業権は、企業が有する伝統と社会的信用・名声・立地条件・営業上の秘訣・特殊な技術・特別な取引関係の存続等を総合した、将来にわたり他の企業を上回る企業収益を獲得できる無形の財産価値であるが、現在の経済情勢の中では現在の収益を維持できるか疑問である。

将来の超過収益力を現在価値として財産に計上し、相続税の株価を不相当に高く評価することになり、担税力が伴っておらず除外すべきである。

(2) 保証債務について

保証債務は、相続開始時において負担が確実なものを債務として控除できることになっている。

相続開始後、3年以内に発生した保証債務の履行は、更正請求により救済措置を設けるべきである。

(3) 非課税財産

生命保険及び死亡退職金の非課税限度額を法定相続人一人当たり1,000万円（現行500万円）とされたい。（削除箇所については、本年度見送られることとなりました。）

(4) 基礎控除

相続税の基礎控除額を「3,000万円+600万円×法定相続人」（平成27年1月1日より）を現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人」とされたい。

(5) 税額控除

相続税の未成年者控除・障害者控除（現行1年につきそれぞれ10万円、特別障害者20万円）を更に引き上げられたい。

(6) その他

① 相続税の最高税率を国際水準なみに引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

② 贈与財産の加算制度

相続開始前3年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

③ 準確定申告の期限の延長

相続税の申告期限は、相続の開始を知ってから10ヶ月以内であるが、申告所得税の準確定申告の期限は、相続開始から4ヶ月となっている。

申告期限を相続税と同様、10ヶ月以内とされたい。

また、青色申告承認申請は新たに事業を開始した時から2ヶ月以内とされているが、同じく10ヶ月以内とされたい。

2. 贈与税

(1) 基礎控除

消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円（現行110万円）に引き上げられたい。

(2) 配偶者控除

夫婦間の居住用財産の配偶者控除額を、4,000万円（現行2,000万円）に引き上げられたい。

(3) 贈与税の最高税率を引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

IV 間接税関係

1. 消費税

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の要望事項と同様3ヶ月以内とされたい。

(2) 諸届出書のうち、提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとしているものについて、事前の適否判断には無理がある場合も生じることから提出期限を課税期間の末日までとされたい。

また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。

(3) 基準期間の廃止について

納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に地方の零細業者等においては、課税売上高が1,000万円をかなり下回り乍ら納税額が生じる場合が多く、不合理な現象が生じている。

よって、納税義務の免税制度を、前々事業年度を基準期間とする制度より当該事業年度を基準期間とする方式に改められたい。

(4) 納税義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

(5) 消費税増税の前に、中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業（一般消費者に対して）についても税額が個別に常に理解できるよう、内税ではなくはっきりと外税表示とされたい。

もしくは、現在の総額表示から、外税表示または内税表示のどちらでも良いように改正されたい。

2. 印紙税関係

(1) 印紙税の廃止

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとの課税の可否が分かれているのは不合理である。

よって、印紙税を廃止されたい。

3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是

正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について、必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

また、納税者サービス等の観点から所得税、法人税等国税や都道府県民税について、申告及び納税の窓口を市区町村とし、税制の簡素化、徴税コストの軽減も図られたい。

2. 税制に関する災害基本法について

近い将来大規模な災害が発生すると予想されていることから、税制に関する災害基本法を制定すること。

3. 震災損失控除について

現行の雑損控除から震災損失控除を独立させ創設すること。

なお、震災損失控除には資産の損失に加え、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用も長期にわたる場合があり、これらの支出も控除対象とすること。

4. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とすること。

VI 電子申告関係

1. 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及促進を図るには、納税者の更なる利便性の向上にむけ、地方税の電子申告システム（eLTAX）と連動する措置を講ずるべきである。

また、e-Taxのソフト、インターネット上のマニュアルは極めて使いにくく解りにくいため、初心者でも使いこなせるソフト、理解できるマニュアルに改修されたい。

なお、税務当局が国税の電子申告・納税制度について、さらに一層の普及を図ろうとするなら、個人に限らず法人に対してもe-Taxの特別控除創設されたい。（連年適用・税額控除額を10,000円）（e-Taxの税額控除につきましては、平成24年度分までとなっておりますので、上記 e-Taxの特別控除創設に追加させていただきました。）

VII 地方税関係

1. 資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

2. 個人住民税の各種諸控除額を所得税と同額とされたい。
3. 個人住民税の申告について
住民税においても所得税と同様に、給与所得以外の少額所得（20万円以下）について、申告不要とすること。
4. 個人住民税における退職所得に対する課税について
住民税における退職所得に対する課税は、退職所得課税の特例として他の所得と区分し、課税関係が完結する方法がとられているが、退職所得を所得税と同様に、損益通算並びに所得控除の対象とすべきである。
5. 超過金制度の廃止
地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。
課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。
6. 償却資産税の免税額を300万円（現行150万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日を決算期末とし、申告期限については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。
また、取得価額を国税同様30万円まで損金算入とされたい。
7. 中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。
また、評価替えは3年に1度にとられず速やかに現実に沿った評価替え措置をとるべきであり、税率もそれに沿うよう図られたい。
8. 固定資産税
 - (1) 固定資産の所在（大都市と地方の差）によって利用価値（収益還元価値）に大きな格差があり、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。
 - (2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額すべきである。
 - (3) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。
 - (4) 宅地の評価について
宅地の評価は、一利用単位で評価されている。
したがって、幹線道路沿いの物件と接していた場合で利用単位が同一となった場合、従来の評価額に比し極めて高い評価となる。
一利用単位の評価ではなく、所有者単位で評価すべきである。

(5) 平成24年度改正では、総務省や全国市町村会から小規模宅地特例の増税（現行6分の1を4分の1）とか、負担調整の制限とか償却資産税の増税とか固定資産税での増税議論が一斉に出された。既に平成22年4月から相続税小規模宅地の特例の増税で相続税評価額の高い土地を所有する居住者の相続が大打撃を受けている。

税収不足を理由に、なりふり構わず増税に走ろうとしているのは、地方税も国税も同じスタンスである。撤回を要望する。

9. 事業所税

事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

10. 軽油引取税

(1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。

よって、速やかに廃止されたい。

(2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑である。

もっと、解りやすく簡素にすべきである。

例えば、フォークリフトについて工場で使用する場合は非課税で、倉庫で使用する場合は課税となっており、区分が理解出来ない。

11. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

12. 地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図られたい。

住民税の申告書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

諸控除額についても、国税（申告所得税）と地方税（住民税）を統一されたい。

また、地方税の電子申告（eLTAX）の普及を推進し、利便性を高められたい。

13. 個人住民税の納付について

給与から源泉する住民税は、各自治体ごとに納付しなければならない。
本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

14. 個人事業税について

個人事業税は、物品販売業など37業種を第一種事業（5%）、畜産業など3業種を第二種事業（4%）、
医業など30業種を第三種事業（5又は3%）として課税し、農業、林業及び鉱物の掘採事業には課
税されていない。

課税規程の創設と事業主控除金額（平成11年改正）を見直されたい。

15. 地方税における遡及減税について

地方税については従来から遡及減税が行われておらず、法人・個人を問わず繰り戻し還付を行
うべきである。

16. 不動産取得税について

贈与税の配偶者控除は、配偶者の老後の生活安定に最も必要とされる居住用不動産を贈与する
場合に税の負担を軽減する目的で設けられている。

配偶者控除が適用される贈与については、不動産取得税を非課税とすべきである。

17. 安易に目的税を創設しないで欲しい。

目的税を創設する必要性があるのであれば、趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとさ
れたい。

なお、上記のほかにも検討した中で、当会から提案した「生活保護者の不正受給について、受注
要件の明確化・周知をすることにより牽制し防止を図る。」という提案が要望事項に入りました。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成25年度税制改正では、「成長と富の創出」の実現に向けた税制上の措置が講じられるとともに、「社会保障と税の一体改革」を着実に実施するため、所得税、資産税についても所要の措置が講じられます。

法人会では、「平成25年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、政府・政党・地方自治体に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、事業承継税制、交際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれ、以下のとおり実現（または一部実現）する運びとなりました。

【法人課税】

1. 交際費課税

法人会提言(交際費課税の見直し)	改正事項
・損金不算入割合10%の撤廃	中小法人の交際費課税の特例を拡充し、定額控除限度額を600万円から800万円に引き上げるとともに、10%の損金不算入措置が廃止されます。

2. 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

法人会提言(経済活性化と中小企業対策)	改正事項
・企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小業の活性化に資する税制措置はかかせない。	(1) 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度が創設されます。 (2) 環境関連投資促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備が追加されます。 (3) 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等が追加されます。 (4) 労働分配（給与等支給）を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制が創設されます。 (5) 雇用促進税制を拡充し、税額控除額が増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引上げられます。 (6) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度が創設されます。

【資産課税】

1. 贈与税

法人会提言(贈与税)	改正事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき ・ 個人資産の世代間移転の促進 ・ 相続時精算課税制度の拡充 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。〔参考〕参照) (2) 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に20歳以上である孫を加える拡充措置が講じられます。 (3) 子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円まで(学校等以外の者に支払われる金銭については500万円を限度)を非課税とする措置が創設されます。

2. 事業承継税制

法人会提言(事業承継税制の拡充)	改正事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実 ・ 親族外への事業承継に対する措置 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 経済産業大臣による事前確認制度が廃止されます。また、相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについて提出を要しないこととなります。 (2) 雇用確保要件について、「8割以上を毎年維持」から、5年間における常時従業員数の「平均が8割以上」に緩和されます。 (3) 贈与時において贈与者が認定会社の「役員でないこと」とする要件について、贈与時において当該会社の「代表権を有していない」ことに改められます。また、役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 (4) 一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても納税猶予制度の適用が認められることとなります。 (5) 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税 価格から控除する場合には、非上場株式以外の財産の価額から控除されます。 (6) 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の子子税は、年2.1%(現行)から年0.9%に引き下げられます。

	<p>また、経済産業大臣の認定期間(5年間)の経過後に納税猶予税額を納付する場合については、当該期間中の利子税は免除されることとなります。</p> <p>(7) 民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予額を再計算し、当該再計算後の納税猶予額について納税猶予を継続する特例が創設されます。</p> <p>(8) 後継者は先代経営者の親族であることとする要件が撤廃されます。</p>
--	--

【個人所得課税】

1. 金融税制

法人会提言(金融所得一体課税)	改正事項
<ul style="list-style-type: none"> 幅広い金融商品を対象にした金融一体課税の制度拡充 	<p>金融所得課税の一体化が拡充(公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等)されます。</p>

【復興支援のための税制上の措置】

法人会提言(震災復興)	改正事項
<ul style="list-style-type: none"> 原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じる。 	<p>(1) 避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人にも同様の措置が適用されます。</p> <p>(2) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等が1年延長されます。</p> <p>(3) 高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000万円の特別控除が創設されます。</p> <p>(4) 東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600万円(現行360万円)に引上げられます。</p>

【参考】贈与税の税率構造の見直しについて

〈20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合〉

現 行		改正後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円 〃	15%	400万円 〃	15%
400万円 〃	20%	600万円 〃	20%
600万円 〃	30%	1,000万円 〃	30%
1,000万円 〃	40%	1,500万円 〃	40%
—		3,000万円 〃	45%
1,000万円超の金額	50%	4,500万円 〃	50%
—		4,500万円超の金額	55%

〈上記以外の場合〉

現 行		改正後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円 〃	15%	300万円 〃	15%
400万円 〃	20%	400万円 〃	20%
600万円 〃	30%	600万円 〃	30%
1,000万円 〃	40%	1,000万円 〃	40%
—		1,500万円 〃	45%
1,000万円超の金額	50%	3,000万円 〃	50%
—		3,000万円超の金額	55%

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

平成25年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法及び租税特別措置法の一部が以下のとおり改正されました。

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

※ これまでは、平成9年4月1日から平成25年3月31日まで作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていました。

1 軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」のうち、以下のものです。

契約書作成年月日	契約書	記載された契約金額
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	不動産譲渡契約書	1千万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	
平成26年4月1日～ 平成30年3月31日	不動産譲渡契約書	10万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	100万円を超えるもの

(注) 契約金額が上記の金額以下のものは、軽減措置の対象となりません。

不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万5千円	5千円 (25%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	4万5千円	1万5千円 (25%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	8万円	2万円 (20%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	18万円	2万円 (10%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	36万円	4万円 (10%軽減)
50億円超		60万円	54万円	6万円 (10%軽減)

3 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)		
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書					
10万円超	50万円以下	100万円超	200万円以下	400円	200円	200円 (50%軽減)
50万円超	100万円以下	200万円超	300万円以下	1千円	500円	500円 (50%軽減)
100万円超	500万円以下	300万円超	500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%軽減)
	500万円超		1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%軽減)
	1千万円超		5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%軽減)
	5千万円超		1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%軽減)
	1億円超		5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%軽減)
	5億円超		10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%軽減)
	10億円超		50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%軽減)
	50億円超			60万円	48万円	12万円 (20%軽減)

4 軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

(例) 建物の譲渡(契約金額4,000万円)と定期借地権の譲渡(契約金額2,000万円)に関する事項が記載された契約書

- この契約書に記載された契約金額は6,000万円(建物の契約金額4,000万円+定期借地権の契約金額2,000万円)ですから、印紙税額は4万5千円(平成26年4月1日以降に作成した場合は3万円)となります。

5 軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても軽減措置の対象となります。

(例) 建物建設工事の請負(契約金額5,000万円)と建物設計の請負(契約金額100万円)に関する事項が記載された契約書

- この契約書に記載された契約金額は5,100万円(建物建設工事の契約金額5,000万円+設計の請負金額100万円)ですから、印紙税額は4万5千円(平成26年4月1日以降に作成した場合は3万円)となります。

《注》建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。

したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

II 「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

○ 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらに、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

【収入印紙を誤って貼ったときは】

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等のように取引の相手方に交付する文書の場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を確認する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

【消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合の契約書、領収証】

消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収証」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

【分からないときは】

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか、また、還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

※ 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

交際費等の損金不算入制度に関する改正

〔制度の概要〕

法人が平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（中小法人^(注)については、交際費等の額の年600万円（定額控除限度額）に達するまでの金額の10%相当額と定額控除限度額を超える部分の金額の合計額）は、損金の額に算入しないこととされています（旧措法61の4）。

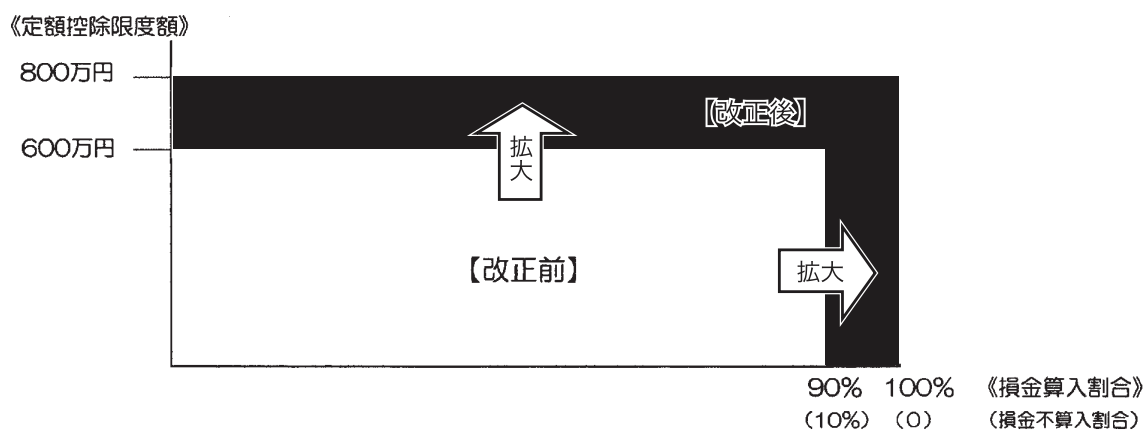
（注） 事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。以下2において同じです。

〔改正の内容〕

中小法人について、定額控除限度額が年800万円に拡大されるとともに、定額控除限度額に達するまでの金額の損金不算入額が0とされました（措法61の4①）。

《イメージ図》

（中小法人の損金の額に算入される交際費等の額）



《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の66）。

〔適用時期〕

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則61、82）。

『表紙（写真）』募集

法人会では、今後、法人会報の表紙を皆様から応募していただいたカラー写真等を採用することといたしました。

つきましては、下記要項にて実施しますので、是非、応募下さいますようお願いいたします。

（募集要項）

- 1、題 材 鈴鹿市・亀山市に関する写真等
- 2、提出期限 1月発行分…11月末日、8月発行分…6月末日まで
あなたの一押しショットをご応募下さい。
写真データーメールOK (E-mail:hojinkai@mecha.ne.jp)
- 3、提出先 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 商工会議所3階
公益社団法人 鈴鹿法人会 TEL 059-383-7561
- 4、審 査 公益社団法人 鈴鹿法人会役員が審査します。
- 5、賞 品 採用させていただいた作品には5,000円相当の謝礼を差し上げます。

事 務 局 だ よ り

会社の組織・社名・代表者・所在地等の変更があったときは!!

社名等の変更があったときは、お手数ですが所定の「変更届」の様式で事務局までご連絡ください。会報に記載するとともに、名簿等を訂正させていただきます。

変 更 届

平成 年 月 日

変 更 項 目	組 織 社 名	代 表 者	所 在 地	資 本 金	TEL・FAX
変 更 前					
変 更 後 (変 更 日)					
法 人 名 (代 表 者 名)					

公益社団法人 鈴鹿法人会 事務局 FAX 059-383-8445

編集 後記

公益社団法人として初めての広報誌を「すずかめ」と命名して第1号をお届けします。名称については、ご提案を多数いただきましたことを感謝申し上げます。鈴鹿市と亀山市の会員を抱える当会としては、「すずかめ」が最も分かり易く親しみのあるものではないかとの結論に達しました。

以前の法人会報にも増して、法人会員以外の方にも「読んで、為になる」を心がけてま
いりたいと思います。 広報委員長 川喜田 彰



法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命

三重支社 四日市営業所/四日市市安島1-2-27
(ジェックSビル7F A号) TEL 059-352-2046

AIU 保険会社

三重支店/三重県津市丸之内義正町4-1
(森永三重ビル3F) TEL 059-229-1581

No.1

**アフラックはがん保険
契約件数 No.1**

平成24年版「インシュアランス生命保険統計号」

現在のがん治療に合わせて進化した
アフラックの「がん保険」

法人会会員企業に
お勤めの皆様には、
お一人からでも
集団取扱の割安な保険料で
ご加入いただけます。

— 法人会 —

**生きるための
がん保険 Days**



青いダック

■引受保険会社（お問い合わせ先）

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

◎商品の詳細はパンフレット（契約概要）をご覧ください。

三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鶉の森1-3-23 ナカジマビル6F

TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

AF法推-2013-0016-1307519 4月16日